

虐待防止のための指針

1. 病院における虐待防止に関する基本的考え方

病院は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる虞のある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) ネグレクト

身辺の世話や介助（食事や排泄、入浴など）、必要な福祉サービスや医療を受けさせないこと等、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 委員会及び研修等について

虐待対策委員会の設置及び虐待防止に関する責務等、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待対策委員会を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。委員会は、年1回（4月）第3水曜日に開催。小委員会は年3回（7月、10月、1月）に開催。その他必要に応じて委員長が検討事項のある職場長等随時招集するものとする。研修の実施にあたっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るものとして、研修会を年2回以上開催する。新規採用時には必ず実施することとする。また、全職員対象に、年2回（6月、12月）に職員セルフチェックを実施し虐待の防止及び早期発見に努めます。虐待防止等のための担当者として、管理課長を虐待防止対応責任者とし、適切な措置を講じていきます。

3. 虐待事案の報告方法及び事案発生時の対応について

「虐待対策委員会規定」「障害者虐待対応マニュアル」「院内障害者虐待フローチャート」にそって適切な対応を行う。第一に利用者の安全・安心の確保を最優先に誠意ある対応や説明をおこなう。そして、速やかに組織的な対応を図ることとする。また、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化や職員の意識啓発等を図ることに努めます。

4. 当該指針の閲覧について

本指針は、各病棟、外来掲示板、病院ホームページ内へ掲示しいつでも閲覧ができるようにする。

5. その他、虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

病院では、虐待の未然・再発防止につなげるため、次に掲げる事項に留意することとする。

○虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても迅速な対応が必要であること。

○些細な行為から虐待へとエスカレートすることを一人一人が認識し、虐待に繋がる可能性のある行為の早期発見に努めること。

○障がいの程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。

（本人からの意思表示が難しく、訴えることや拒むことができないことを認識すること）

○虐待に関する受止め方には個人差等があること。

○職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待に繋がる可能性のある言動について

職員同士で注意を促すこと。

○職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者等への速やかな報告は職員の義務であることを認識すること。

令和3年10月8日 作成

令和5年10月13日 更新